

主 文

- 一 被告らは、各自、原告に対し、九七七一萬一〇〇〇円及びこれに対する、被告書泉労働者組合及び同 a については昭和五四年七月一四日から、被告 b については同年六月一六日から、被告 c については同月一九日から、被告 d については同月二〇日から、被告 e については同月一七日から、被告 f については同月二七日から、被告 g については同月二一日から、それぞれ支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 訴訟費用は被告らの負担とする。

事実及び理由

第一 請求

主文第一、二項と同旨及び仮執行の宣言

第二 事案の概要

一 原告は、書籍、雑誌の販売を業とし、昭和二五年九月二日設立された株式会社で、肩書住所地に書泉グランデ（以下「グランデ店」という。）、千代田区<以下略>に書泉ブックマート（以下「ブックマート店」という。）の両店舗を有し、昭和五三年四月ころの従業員数は一〇〇名余りであった。

被告組合は、昭和五一年一月二〇日に原告の正社員及びパートタイマーをもって結成された労働組合であり、被告 a、同 b、同 c 及び同 d は、いずれも被告組合の組合員であり、同 a は被告組合結成時に執行委員長に、同 b 及び同 c は同五二年一〇月副委員長に、同 d は同月書記長に就任し、いずれも後記本件ピケスト当時その地位にあったものである。また、被告 e、同 f 及び同 g は、被告組合を支援していた者である。

二 被告組合は、賃上げ等の昭和五三年春闘要求の実現を目指して、同年四月から翌五四年四月にかけてストライキを実施したが、右ストライキに際しては、グランデ店前及びブックマート店前においてピケッティングを行った（以下、右ピケッティングを伴った本件ストライキを「本件ピケスト」という。）。

三 原告は、次のとおり主張して、被告に対して損害の賠償を求める。

本件ピケストは、後記主張のような態様で行われたものであるから、違法であり、これを行った被告組合は民法四四一条一項に基づき、同組合の役員であり、本件ピケストに加わった被告 a、同 b、同 c 及び同 d、並びに本件ピケストを支援し、これに加わった被告 e、同 f 及び同 g は同法七一九条に基づき、それぞれ原告に生じた損害を賠償する責任がある。

原告は、本件ピケストにより書籍の販売を妨害され、損害を被ったが、そのうち本件ピケストの頻度の高かった昭和五三年一月から同五四年二月までの間に少なくとも九七七一萬一〇〇〇円の損害を被った。

よって、原告は、被告らに対し、右損害金とこれに対する各被告に対する訴状送達の日の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める。

四 被告はこれに対して、後記争点に関する主張記載のとおり主張して、損害賠償義務の存在を争っている。

第三 争点及びこれに関する当事者の主張

本件における主要な争点は、

- ① 本件訴えが不当労働行為の実現を目的とする違法なものであり、訴権の濫用に該当するとして却下されるべき否か（本案前の主張）
- ② 本件ピケストが不法行為としての違法性を有するか否か
- ③ 組合員個人及び支援労働者は被告組合と別個に不法行為責任を負うか否か
- ④ 原告の損害の有無・範囲
- ⑤ 原告に過失相殺されるべき事由があるか否か

である。

これらの各争点についての原被告双方の主張は、次のとおりである。

一 本案前の主張－訴権の濫用について

（被告ら）

次に述べる事情によれば、本件訴訟は不法行為に基づく損害賠償請求に藉口して、訴えの提起そのものによって被告組合及び組合員に精神的、物質的負担を与えるという不当労働行為を実現することを目的として提起された違法なものであるから、訴権の濫用であり、訴えの利益を欠く。

1 訴訟提起の時期からみた本件訴訟の不当労働行為性

次に述べるとおり、原告は、昭和五三年三月以降被告組合に対する不当労働行為を段階的に強化し、悪質さの度を深めていったが、本件訴訟は、被告組合を解体、消滅させるといふ原告の意思が最も露骨かつ激烈に発現した時期である同五四年四月ないし六月に原告の被告組合解体のための一方策として準備されたものである。

(一) 昭和五三年春闘以降の団体交渉拒否

原告は、昭和五三年春闘要求以降翌五四年二月二十七日までの間、不誠実な団体交渉すなわち実質的団交拒否に終始することによって、争議の長期化による被告組合の人的、財政的消耗を意図していた。すなわち、原告は、被告組合の同年春闘要求、夏闘要求及び年末要求について、被告組合と話し合いによる解決をめざすのではなく、全書泉労働組合（原告の従業員によって被告組合とは別に結成されたもう一つの労働組合）との妥結内容を被告組合にも強要して、被告組合の存在意義をなくさせる等して被告組合の弱体化を策した。特にパートタイマーの労働条件に関する要求については、パートタイマーを組織化の対象とせず、一人のパートタイマーの組合員もいない全書泉労働組合との間で交渉、妥結し、その結果のみを被告組合に押しつけることにより、多数のパート組合員を有し、その労働条件決定に直接的利害関係を有する被告組合の団体交渉権を侵害した。

また原告は、同五三年春闘以降の被告組合との団体交渉においては「組合の要求は過大である」と繰り返すのみで、資料の開示や具体的事実を明らかにすることによって被告組合を説得するという対応をせず、被告組合の再三の要求にもかかわらず決定権限を有する社長を団体交渉に出席させず、決定権限を持たない人事部長が漫然と全書泉との妥結内容を繰り返すのみで、原告自ら争議の長期化と泥沼化を招来するに至った。

(二) 同五四年二月二十七日以降の右翼暴力団の導入と被告組合破壊行為

原告は、同五四年に入り、話し合いによる争議の解決を放棄し、実力で被告組合のストライキを解除して職場から排除することとを決定し、右翼暴力団約五〇名を「臨時従業員」の名目で導入した。右臨時従業員と称する右翼暴力団は、同年二月二日被告組合がストライキ中のグランデ店内に乱入し、被告組合員らを実力でグランド店外に排除してストライキを暴力的に排除し、同日以降これに抗議するたぐいランデ店に赴いた被告組合員やブックマート店でストライキ中の被告組合員らに襲いかかり、暴行を加えて傷害を負わせたのみならず、被告組合員の自宅の玄関ドアに「死刑」、「センメツ」等の落書きをしたり、支援労働者の勤務先に押し掛けて大声を上げる等の嫌がらせを行った。そして、同年四月一三日右翼暴力団はブックマート店からも被告組合員を排除して同店のストライキも解除し、これによって被告組合は職場から完全に排除された。

(三) 同五四年四月一三日以降の退職強要

原告は、被告組合を職場から事実上排除したものの、被告組合の活動力が低下せず被告組合を脱退する者もいなかったため、被告組合が職場に復帰してくることを恐れ、右翼暴力団を職場に常駐させる一方、個々の被告組合員を退職させることにより組合を解体、消滅させることを意図するようになった。そして、同五四年四月三〇日ころ被告組合員全員の親及び身元保証人あてに「組合員、身元保証人に対し組合の違法争議によって被った損害の賠償請求手続をとる」旨の通知を送し、同年五月二日ころから被告組合員の親や身元保証人に電話をかけ、「今会社をやめれば損害賠償は請求しないし退職金も支払う」、「会社をやめるのであれば、こんな大げさなことはしない」、「組合の人数はどんどん減っている。支援労働者は成田の過激派である」、「組合の結束力が強く組織として話にならないので、本人と保証人と会社で話したい」等露骨に退職を強要した。さらに、同月下旬ころからは電話に出た組合員本人、家族に対し「神田での子供の遊びだ。これからは神田からどこに火の粉がとぶかわからない」、「お嬢さんが我々のことをヤクザと言っている。これからは会社としてではないから覚悟しろ」、「こういう電話は脅迫電話になるが、訴えても火事場の遊びだ。身がかわいいなら説得しろ」等と述べて威迫、脅迫を行うようになった。このような原告の脅迫、嫌がらせ行為のためとりわけ被告組合員の家族の動揺は激しく、同月二四日被告組合員一名が意に反して原告から退職を余儀なくされた。原告は、それまで被告組合の争議行為を違法と主張したことはなく、遅滞なく身元保証人に対し責任を生ずべき事由が生じた旨の通知義務（身元保証人二関スル法律三条）を履行したことがなかったにもかかわらず、右損害賠償請求通知を五年間の責任期間（同法六条）を過ぎた者を含めて全組合員

原告の職制が路上に出向いて注文を聞き、店内から注文の書籍を持参することもあった。

原告は、被告組合の争議権行使に対しこれを回避するための努力を全く行わず漫然とこれを放置しており、このことは原告が被告組合のストライキによる損害を何ら負担と感ずておらず、ストライキが正当であることを十分認識していたことを示すものである。

三 被告らの不法行為責任

(原告)

1 被告組合の責任

労働組合法一二条が法人である労働組合に民法四四條を準用し、その機関の行為につき組合の不法行為責任を認めているのは、組合という社会的機能及び組織に由来するものであり、この理論は権利能力なき社団である被告組合にも妥当する。したがって、被告組合は、その機関である被告 a (執行委員長)、同 b (副委員長)、同 c (副委員長) 及び同 d (書記長) らが不法行為をした場合には、労働組合法一二条及び民法四四條一項の類推適用により不法行為責任を負うべきである。

2 被告組合員の責任

本件の被告となっている組合員四名の組合役員としての行動は、一面社団である組合の行為性を持つと共に、個人の行為である側面を有することを否定することができない。したがって、本件ピケストを直接指導、統制する地位にあった同人らは、被告組合とは別に、これと並んで不法行為責任を負うものと解すべきである。

3 支援労働者の責任

被告組合の組合員らは必ずしも労働運動に練達した者とみることができないのに対し、被告 g、同 f 及び同 e は、いずれも労働組合運動の経験を積んだ者であり、多数回にわたり原告との団体交渉の席につき、争議の実行については被告組合員と合同一体的な行為に出ているものであり、その間に行われた時限あるいは全日のピケストの状況を知悉していたことは明らかである。さらに、被告 g、同 f 及び同 e は、無期限のピケストに入る前日の昼間に一時間にわたり約二〇〇名の支援者を集めて社前集会を行い、ブックマート店まで行進して氣勢をあげ、同夜開催された第七〇回団体交渉に出席して無期限ストに入ることを通告し、その後長期にわたる無期限のピケスト期間中もほとんど毎日のように店舗前に来て被告組合員及び他の支援者に同調して違法ピケストに加わり、右ストライキ中に開催された第七一回以降の団体交渉にも出席し、原告側から絶えず無期限のピケストをやめてほしい旨の懇願を受けながら、これを一顧だにせず他の支援者と共に違法ストを行ったものであるから、仮に座り込み等の直接行動にでなくとも当該組合員及び支援者と共同して違法争議に加功していたものと見ることができ、共同不法行為者又は幫助者としての責任を負うべきである。

(被告ら)

1 被告組合員の責任の不成立

争議行為は、個々の組合員の争議参加行為の単純な集積ではなく、計画的に組織化された集团的団体行動であるという点に意味がある。このように争議行為を団体行動として把握するときには、一個の団体行動としての争議行為のみが法的評価の対象となり、争議行為を構成し、あるいはこれに参加した個々の組合員の行為は法的評価の対象とならない。したがって、違法争議を理由としてその責任を追求する場合も、当該違法争議行為の主体である労働組合のみが対象となり、個々の組合員は対象とはなり得ないと解すべきである。

加えて原告は被告組合員の個人責任につき、本件ピケストの企画、決定、実行の各過程と右被告らとの関係、関与の態様について何ら具体的な主張、立証をしてはいない。

2 支援労働者の責任の不成立

企業の労使関係上の責任問題を当該企業外の第三者である支援労働者に転嫁することは法律上およそ不可能である。原告は、支援労働者である被告 g、同 f 及び同 e の不法行為責任の根拠として、① 多数回にわたり団体交渉に参加していたこと、② ピケストにも加わっていたことをあげるが、①については団体交渉に参加することが何故に違法とされるのか全く理解し得ず、②については当該参加行為の日時、態様が具体的に全く明らかにされていない。

四 原告の損害

(原告)

原告は、被告の違法なピケストにより、売上が大幅に減少し、昭和五三年一月

から同五四年二月までの間に合計九七七一萬一〇〇〇円の損失を計上したが、この損失の発生は、右ピケストによる売上減が原因であり、右期間中に少なくとも右同額の損害を被った。

(被告ら)

原告が本件で請求する損害は、本訴請求期間中の予想売上高から売上原価及び売上経費を控除した後のいわゆる赤字金額を中心とするものであるが、右赤字金額中、非組合員(スト不参加者)の人件費その他の販売費及び一般管理費は、ストの有無にかかわらず原告において支出すべき金額であるからこれを損害として被告らに負担を強いる根拠がない。

五 過失相殺

(被告ら)

仮に被告らに何らかの損害賠償責任が認められたとしても、これはすべて次に述べるような原告の被告組合を敵視した争議行為への対抗行為に起因するものであるから、これらの事実を公平の理念及び信義則に基づき過失相殺の適用上考慮すべきである。そして、原告の行為の意図、態様、程度、これによって被告組合が受けた精神的、物質的損害を考えれば、原告の請求金額全額が過失相殺されるべきである。

1 争議誘発の責任

原告は被告組合が結成されるや、直ちに第二組合である書泉社員会(現全書泉労働組合)を結成させることによって第一次争議(昭和五一年十一月から同五二年九月まで)を発生させ、同争議が解決した翌年の昭和五三年春闘においても前記一(一)記載のとおり全書泉労働組合を優遇して本件争議の発端を自ら創り出した。すなわち、本件争議は被告組合の意思によってではなく、原告の頑なな被告組合敵視の労務政策に唯一の原因がある。

2 争議拡大の責任

同五三年春闘に端を発する本件争議が長期化したにもかかわらず、その解決能力を有する原告の社長は、一度も被告組合との団体交渉に出席しないのみならず会社にも出社せず、漫然と紛争の長期化、複雑化をもたらした。そして、原告は、本件無期限ストが予告されても、前記一(一)記載のとおりこれを回避するための努力を一切行わずに事態を放置し、被告組合の疲弊のみを期待するという態度を維持して本件ピケストを容認、助長した。

3 争議封殺の責任

原告は右2の期待が実現しないと見るや、前記一(二)記載のとおり同五四年二月二七日、一転して被告組合を暴力で解体、排除することを決定し、これを実行した。原告は、この時期、被告組合員の実家のある神奈川県、静岡県、長野県、新潟県、富山県における脅迫行為など労使関係とは全く無縁の暴行、脅迫行為を全国的に展開した。

(原告)

被告の右主張は争う。

第三 争点に対する判断

一 本件紛争の経緯

当事者間に争いのない事実及び証拠(甲第一ないし第五、第六の一ないし七、第九、第一一の一ないし四、第一六及び第一七の各一ないし八、第一八、第一九、第二七の一ないし五、第二八、第三七、第三八の一、二、第三九ないし第四二、第四三の一、二、第四四ないし第四六、第五四、第五六、第五七、乙第一、第四、第九、第一〇、第一二、第一六、第一七の一ないし一〇、第一八、第一九、第二二、第二四、第二五、第四九の一、二、第五四及び第五五の各一、二、第五六ないし第五九、第六〇の一ないし三、六一ないし第六八、第七〇ないし第七三、第七六、第七七、第八〇ないし第八五、第八八ないし第一一四、第一一五の一、二、第一一六、第一一七ないし第一一九の各一、二、第一二〇、第一二一の一ないし三、第一二二ないし第一二八、第一二九の一、二、第一三〇、第一三一、第一三二の一、二、第一三三、第一三四の一、二、第一三五、第一三六の一、二、第一三七ないし一四一、第一四四、第一四六、第一五一ないし第一五四、第一五五の一ないし五、第一五六の一、二、第一五七ないし第一五九、第一六〇の一、二、第一六一ないし第一六四、第一六五及び第一六六の各一、二、第一六七、第一六八の一、二、第一六九ないし第一七二、第一七六の一ないし三、第一七八の一ないし四、第一八二、第一八三の一ないし四、第一八八の一、第一八九の一、二、第一九〇の一ないし四、第一九一、第一九二の一、

二、第一九三の二、第二〇〇、第二〇一、第二〇二、第二〇三、第二〇四、第二〇五、第二〇六、第二〇七、第二〇八、第二〇九、第二一〇、第二一一、第二一二、第二一三、第二一四、第二一五、第二一六、第二一七、第二一八、第二一九、第二二〇、第二二一、第二二二、第二二三、第二二四、第二二五、第二二六、第二二七、第二二八、第二二九、第二三〇、第二三一、第二三二、第二三三、第二三四、第二三五、第二三六、第二三七、第二三八、第二三九、第二四〇、第二四一、第二四二、第二四三、第二四四、第二四五、第二四六、第二四七、第二四八、第二四九、第二五〇、第二五一、第二五二、第二五三、第二五四、第二五五、第二五六、第二五七、第二五八、第二五九、第二六〇、第二六一、第二六二、第二六三、第二六四、第二六五、第二六六、第二六七、第二六八、第二六九、第二七〇、第二七一、第二七二、第二七三、第二七四、第二七五、第二七六、第二七七、第二七八、第二七九、第二八〇、第二八一、第二八二、第二八三、第二八四、第二八五、第二八六、第二八七、第二八八、第二八九、第二九〇、第二九一、第二九二、第二九三、第二九四、第二九五、第二九六、第二九七、第二九八、第二九九、第三〇〇、第三〇一、第三〇二、第三〇三、第三〇四、第三〇五、第三〇六、第三〇七、第三〇八、第三〇九、第三一〇、第三一一、第三一二、第三一三、第三一四、第三一五、第三一六、第三一七、第三一八、第三一九、第三二〇、第三二一、第三二二、第三二三、第三二四、第三二五、第三二六、第三二七、第三二八、第三二九、第三三〇、第三三一、第三三二、第三三三、第三三四、第三三五、第三三六、第三三七、第三三八、第三三九、第三四〇、第三四一、第三四二、第三四三、第三四四、第三四五、第三四六、第三四七、第三四八、第三四九、第三五〇、第三五一、第三五二、第三五三、第三五四、第三五五、第三五六、第三五七、第三五八、第三五九、第三六〇、第三六一、第三六二、第三六三、第三六四、第三六五、第三六六、証人h、同i、同j、同k、同l、同m、同n、同o、同p、同q、同r、同s、同t、被告a、同d、同c、同b、同g、同f、同e、弁論の全趣旨)によれば、次の事実を認め

る。
1 原告は、書籍雑誌の販売を業とする株式会社であり、被告は、その従業員で結成された法人格なき社団法人たる労働組合である。

原告には、労働組合として被告組合のほか、昭和五一年一月二四日に書泉社員会の名称で結成され、その後同五二年一月八日に改組されて同年一月に日本出版労働組合連合会(以下「出版労連」という。)に加盟した全書泉労働組合以下「全書泉」という。同組合にはパートタイマーは加入していなかった。)が存在した。被告組合の組合員数は同五三年四月ころで三〇名弱、全書泉の組合員数は同じころで三〇数名であり、原告の一〇〇名余りの従業員のうちその余の者は、いずれの組合にも属していなかった。

被告a、同b、同c及び同dは、いずれも前記のとおり被告組合の組合役員の地位にあった者であるが、右被告らを含む被告組合員らは、組合結成当時いずれも年齢が一〇代又は二〇代で、従前労働組合活動の経験を有していなかった。

同eは、同四七年に株式会社信山社(その後株式会社岩波ブックサービスセンターに移行)に入社して信山社労働組合の結成に関与し、同組合の書記長、委員長、副委員長を歴任した者である。同被告は、他の小売書店の労働組合の支援活動にも従事し、被告組合からの依頼に基づき同組合の結成大会に参加して以来、同組合を支援していた。

同fは、同四二年に株式会社有斐閣に入社して有斐閣労働組合に加入し、同組合の委員長、書記長、副委員長を歴任した者である。同被告は、右信山社労働組合の結成や春闘の際に助言をする等、他の小売書店の労働組合の支援活動もしており、被告eからの要請で被告組合の結成大会に参加して以来、同組合を支援していた。

同gは、同四二年に教育出版株式会社に入社して教育出版労働組合に加入し、同組合の書記長、委員長を歴任すると共に、上部団体である出版労連の中央委員会委員等をしてきた者である。同被告は、被告組合の結成大会に参加して以来、同組合を支援していた。

2 被告組合は、同五一年一月二〇日結成大会を開催し、翌二一日原告に対し組合結成を通知すると共に同年度の年末一時金の支給、パートタイマーの待遇改善等を内容とする要求書(同組合は、特に社員とパートタイマーの一時金の同率支給、同一労働条件を実現することを基本方針としていた。)を提出し、被告組合に役員及び同組合から委任を受けた被告g、同f、同eらが出席して原告と第一回の団体交渉を行った。被告組合と原告との第二回団体交渉は同月二三日に開催されたが、同月二七日に予定されていた第三回団体交渉は、原告が団交時間、人員の制限、委任団交の拒否等を内容とする提案をし被告組合がこれを拒否したことから開催されなかった。このため、被告組合と原告との間で右団交の制限問題等をめぐり予備折衝が何度か行われたものの団体交渉は開催されないという状態が続き、被告組合は

原告が団体交渉の引き延ばしにより組合潰しを意図している等と非難し団体交渉の開催を求めてしばしばピケッティングを伴う全日又は時限のストライキを行い、あるいは店舗内にステッカーを貼付する等争議状態となった。

右争議は、途中被告組合によるピケストが行われたことはあったものの、同五二年五月に団体交渉が再開、継続され、同年九月二五日に原告と被告組合との間で、争議についての原告の被告組合に対する謝罪、同五一年度年末一時金（社員三・四か月、準社員二か月、パートタイマー一か月）及び同五二年度夏季一時金（社員二・九一か月、準社員二か月、パートタイマー一か月）の支給、パートタイマーの時給の引上げ（同五一年一二月から四四〇円、同五二年三月から五〇〇円とする）、賃金体系の作成等の労働条件の改善等を内容とする協定（以下「九・二五協定」という。）が締結されたことにより解決した。

その後被告組合は、同五二年一月一四日、原告に対し同五二年度末一時金支給（一律四か月）等の要求をし、交渉の結果、全書泉と同率で同年一二月一八日に原告と妥結調印（年末一時金は社員三・三か月、準社員二・五か月、パートタイマー二・〇か月）した。

このような交渉過程で、被告組合は、書泉社員会及びこれが改組された全書泉に対し、被告組合潰しのために作られた原告の御用組合であり、労働者間の差別分断を図ろうとする原告の意を受け容れてパートタイマーの組織からの排除及び労使協調を掲げ、ステッカー剥がしやスト破りを行って被告組合と敵対している、パートタイマーの年末一時金が二か月を超えられなかったのは全書泉が低額要求をしたためだ等と非難し、原告に対しても、全書泉と結託して低額で先に妥結しその結果を被告組合に押しつけようとしている等と非難していた。

3 被告f、同g、同eは、被告組合と原告との第一回団体交渉後も、被告組合から委任を受けて原告との団体交渉及び予備折衝に出席し、同eは右協定で合意された賃金体系の作成作業にも関与した。また、同被告らは、同五二年九月に結成された「書泉闘争を支援する会」に加わり、被告eがその代表に就任し、被告組合のため財政的支援、集会参加者の動員、署名運動等を行った（その後同会に代って同五四年六月に「書泉闘争支援共闘会議」が結成され、同eは副議長に就任した。）。

4 同五三年春闘に際し、全書泉は、同五三年三月一三日出版労連傘下の「一九七八年春闘小売洋販共闘会議統一要求書」を原告に提出し、社員の賃上げ（一律一万八〇〇〇円＋一〇〇〇円×（N－一八））。ただし定期昇給は別、Nは年齢）、夏期一時金の支給（一律三・八か月）等の労働条件に関する一項目の要求をし、統一交渉を重ねた結果、同年五月一〇日原告と出版労連との間でおよそ次のような内容で妥結した。

1 社員の賃上げ

一律五〇〇円＋五二三円×（N－一八）とする。別に定期昇給として平均九八六七円（九・四七パーセントの増額となる）。

2 夏期一時金

社員二・九一か月、準社員二・四一か月、パートタイマー一・四一か月（パートタイマーについては、四一パーセントの増額となる）。

さらに、全書泉は、同年三月一三日統一要求とは別にパートタイマーの時給を一〇〇円増額して六〇〇円とすることを要求し、同年六月一日時給を五四〇円（八パーセント増額）とすることで原告と妥結した。

5 被告組合は、右4の全書泉の春闘要求に先立つ同五三年三月五日に臨時大会を開いて同年春闘方針（全書泉の低額妥結構想を突破すると共に、社員とパートタイマーにつき同一の労働条件を獲得し、このことを通じて全書泉を解体し組織拡大を図る等）を採択すると共にストライキ権を確立し、翌六日に「一九七八年春期要求」を原告に提出して、同五三年度賃上げ（一律二万六〇〇〇円＋一〇〇〇円×（N－一八）で定期昇給は別）、パートタイマーの時給引上げ（八五〇円とする）、諸手当、退職金等に関する一七項目の要求をし団体交渉を重ね、賃上げについての原告の回答は次のとおり変遷したが妥結しなかった。

同月二七日－社員は一律一〇〇円＋五〇円×（N－一八）＋定期昇給（平均）九八六七円とする。

パートタイマーは現状どおりとする。

同年四月六日－社員は一律五〇〇円＋一〇〇円×（N－一八）＋定期昇給（平均）九八六七円とする。

パートタイマーは現状どおりとする。

同月一七日－社員は一律五〇〇円＋二八〇円×（N－一八）＋定期昇給（平均）九

八六七円とする。

パートタイマーは時給五二〇円（二〇円増額）

同月二六日一社員は一律五〇〇円＋五二三円×（N－一八）＋定期昇給（平均）九八六七円とする。

パートタイマーは時給五四〇円（四〇円増額）

（原告と全書泉とは、前記3 ①記載のとおり右回答内容で妥結した。）

次いで、被告組合は、同年五月一四日原告に対し夏期一時金（四・〇か月）支給等の要求を提出したところ、原告は、同月二〇日前記3 ②の全書泉との妥結内容と同一内容の回答をした。

さらに被告組合は、同五三年六月ころ社員の賃上げ、パートタイマーの時給引上げ、パートタイマーの夏期一時金の三項目に要求を絞って、全書泉と原告との間の前記4の妥結内容よりも有利な回答を求めたが、原告は右妥結内容と同一の回答しか出せないとして両者に歩み寄りがみられなかった。その後、被告組合から原告に対し同年一〇月三〇日提出された年末一時金（四か月）支給等の要求につき、原告は当初社員二・〇三か月、パートタイマー一・四二か月の回答をしたものの、その後の団体交渉において年末一時金については社員とパートタイマーと同率（三・三か月）で支給するので、右三項目については原告の回答内容で妥結してほしい旨を被告組合に要請したが、同組合がこれを拒絶したため、結局妥結には至らなかった。

この間被告組合は、原告の回答につき、①賃上げに対する回答は、労働者の生活者を無視した低額回答であり、一律部分が低いため若年労働者の賃金を抑え高年齢者との格差を拡大するものであつて九・二五協定で定めた賃金体系を改悪するものである、②パートタイマーに関する回答はパートタイマーに対する差別であり、一時金の支給率は九・二五協定で妥結した前年の年末一時金の支給率よりも社員とパートタイマーの格差を拡大するものであつて、両者の同一労働条件をめざす方向に逆行するものである等と批判すると共に、原告が前記3の全書泉との間の妥結内容を楯にとつて被告組合と妥結しないで争議を長期化させて同組合の解体を図っている等と原告を非難した。これに対し、原告は、定期昇給額を含めた受取り額は他社と比べ低額ではなく回答内容には妥当性がある、全書泉との関係から同組合との妥結内容以上の前進回答をすることはできない等と主張した。

原告と被告組合とは、同五三年の春闘要求の各項目等について同年三月六日から翌五四年二月二日に至るまで九〇回近くも団体交渉を重ねた。右団体交渉には、被告組合から出席の委任を受けた被告gが六〇数回、同fが五〇回余り、同eが四〇数回それぞれ出席し、その席上で助言したり意見を述べるなどしていた。

6 被告組合は、同五三年春闘以降の右交渉を自己に有利に導くため、同年四月六日にグランデ店頭で時限ストライキをしたのを皮切りに、別表I記載の日時にグランデ店及びブックマート店において後記のようなピケッティングを伴う全日又は時限のストライキをしばしば行ったが、原告は前記四月二六日の回答内容を変更しなかった。そこで、被告組合は、被告g、同f及び同eも出席していた同年一月二一日の団体交渉において、原告に対し、同月一三日付けの組合ビラで宣言していた無期限ストライキを翌二二日から実施することを通告し、同日以降は無期限の全日ストライキに突入した（なお、原告は被告組合が同年四月二三日及び同五四年二月二八日にもピケッティングを行ったと主張するが、乙第九、第一〇号証によれば、同五三年四月二三日にはピケッティングが行われなかったことが認められ、また、後記認定によればグランデ店でのピケッティングが同五四年二月二七日に排除されたため翌二八日には同店でピケッティングが行われなかったことが認められる。）。

右ピケッティングの態様は、グランデ及びブックマートの両店舗の出入口ドア、ショウウィンドウ及び外部に面したガラスに「ストライキ決行中」、「差別・分断労働政策粉碎」等と記載したステッカーやビラを多数貼付し、あるいは被告組合名やスローガンの入った横断幕を張り、グランデ店（三か所）及びブックマート店（二か所）の各出入口の前に被告組合員及び支援労働者が各数名ずつ腕章、ゼッケン、鉢巻きを着用する等して佇立し、あるいは座り込み、ハンドマイク等を使用して顧客にストライキ中なので入店購買をしないよう呼び掛けて氣勢をあげ、これに応じないで入店を試みた顧客に対しては「何やっているんだ」「馬鹿野郎」等と罵声を浴びせて入店を阻止し、強引に入店した顧客については組合員ら数名が取り囲んだうえ押し戻して書籍購入を断念させるといったものであつた。また、同五三年一月二二日以降の無期限ストライキ中には、これに加えて右出入口の前で被告組合

して被告組合及び同組合員らに対する不当労働行為を実現することを目的として提起されたものであるから、訴権の濫用であり訴えの利益を欠くと主張するが、以下のとおり右主張は理由がない。

1 被告らは、原告が不当労働行為を段階的に強化し、悪質さの度を合いを深めていって行った状況下で、本件訴訟が提起されたとして、昭和五三年春闘以降の原告の行為を不業当労働行為であると指摘している。被告らが主張する事実のうち、原告が臨時従業員を用いて本件ピケストを排除したと、右臨時従業員が被告組合員らに暴行を加えて傷害を負わせたり、同人らの自宅や実家周辺でいやがらせを行ったり、本件訴訟提起前の同五年四月、五月ころ被告組合員の親及び身元保否を証人に損害賠償請求の通知をしたこと、同五年以降被告組合員の就労要求を拒否し同六年八月に被告組合員全員を解雇したことは前記認定のおりであり、右のような諸事情から、原告が本件訴訟提起当時、被告組合に対し嫌悪感を抱いていしたこととを認めることができようである。しかしながら、それが認められるとしても、本件損害賠償請求が後記のとおり原告の正当な権利行使の面を具備していることとを考慮すると、そのことから直ちに本件訴訟の提起が不当労働行為に該当するとはできず、他にそう解すべき事情は本件において認められない。

2 次に被告らは、原告には損害填補の意思がないのに、被告組合を消滅させようとの動機に基づき過大な請求をしていると主張するが、原告に現実損害の填補を賠償しようとする意思があるかどうかはともかく、本件ピケストが被告らの損害を賠償責任を発生させるものであるかどうかを訴訟上確定しておくことは原告にできないこととを主張しているが、後記説示のとおり、この点については被告の主張は採用できず、原告の請求は法律上の根拠があるといえることとができる。

3 さらに被告らは、本訴請求の訴訟物が不特定で、請求原因が抽象的であることとを論難しているが、後記説示のとおり、この点については被告の主張は採用できず、原告の請求は法律上の根拠があるといえることとができる。以上のとおりであるから、本件訴えの提起が被告組合の弱体化を図った不当労働行為で、訴権の濫用であるとまでは認められない。したがって、被告らの本訴前の主張は失当である。

三 本件ピケストの違法性について

前記認定事実によれば、本件ピケストは、原告の全従業員の三割にも満たない構成員しか有しない被告組合が、他の多数の従業員が店内で就労し顧客を対する書籍販売の体制を整えていたのに対し、右販売を阻止して原告に損失を与えたいと意図したところ、その態様は、顧客に対する不買の呼びかけやビラ等の配付に止まらず、両店舗の出入口ドアやショウウィンドウ等にスロークラスを記載し込んだ横断幕、ステッカー、ビラを張りめぐらし、ときには出入口前に組合員が座り込んで将棋やトランプに興じる等、およそ顧客が自由に出入りして購入したい本を探せようとする雰囲気ではない状況を作したうえ、被告組合員らの説得に押し付けた店内に入ろうとする顧客に対しては、罵声を浴びせたり取り囲んで押し付けた力をもって入店を阻止するというものであり、これら事情を総合すると、本件ピケストは平和的説得の範囲を超えたものであって違法であると言わざるを得ない。

被告らは、本件ピケストが目的、手続、態様においていずれも正当であると主張するが、本件ピケストがその態様において正当と認められないことは右に説示したとおりであり、本件ピケストの目的、手続が仮に正当なものであったとしても、そのことは右違法の判断を左右しないといえるべきであるから、右主張は採用することができない。

四 被告らの責任

1 被告組合及び同組合員の責任

前記認定事実によれば、被告組合員である被告 a、同 b、同 c 及び同 d は、いずれも被告組合役員として右違法な本件ピケストの実施を決定し、他の組合員と共同してこれを実行した者であるから、原告に対し、共同不法行為（民法七一九条一項）に基づき本件ピケストにより原告が被った損害を賠償すべき責任がある。そして、本件ピケスト当時右被告四名はいずれも被告組合の役員であったから、権利能力なき社団である被告組合は、民法四四一条一項の類推適用により、本件ピケスト実施についての不法行為責任を負う。

被告らは、争議行為は計画的に組織化された集团的団体行動であるという点に意味があるから、一個の団体行動としての争議行為のみが法的評価の対象となり、個々の組合員の行為は法的評価の対象とならず、被告組合員個人につき不法行為責任は成立しないと主張する。しかしながら、争議行為が集团的団体行動の性質を有し

ていることは事実であるとしても、そのことが直ちに個々の組合員の行為が法的評価の対象外になるとの結論には結びつかず、むしろ被告組合員の行為は一面社団である被告組合の行為であると同時に、組合員個人の行為である側面を有すると解されるから、組合員個人についても前記のとおり不法行為責任が成立するものといふべきである。また、被告らは、本件ピケストへの右被告四名の関与の態様について原告の主張、立証がないとも主張するが、同被告らが原告主張のとおり本件ピケストの実施の決定に関与し、ピケッティングに参加し、その態様が本件ピケストの期間を通じて変化がなかったことは前記認定のとおりであるから、個々の日時における各被告の行為態様まで具体的に明らかにしなくとも、右事実から同人らにつき共同不法行為（民法七一九条前段）に基づく責任が成立するというべきである。したがって、被告らの右主張は失当である。

2 支援労働者である被告三名の責任

被告は、当該企業の労使関係上の責任問題を第三者の支援労働者に転嫁すること、は、法律上およそ不可能であると主張するが、支援労働者であっても当該違法な争議行為への加功の程度、態様いかによっては、共同不法行為者としての責任を負うべき場合があるのは当然である。これを本件についてみるに、前記認定事実によれば、被告組合員らは組合結成当時いずれも年齢が三〇歳未満で従前労働運動の経験の有しておらず、本件ピケスト当時九・二五協定に至る争議を経たといえぬ組合活動には不慣れであったのに対し、被告g、同f及び同eはいずれも小売書店の労働組合の役員を歴任した労働運動の経験が豊富な者であり、被告組合の要請により同組合の結成大会及び結成通知に立ち会い、被告組合の委任を受けて本件ピケストの間に行われた団体交渉に多数回出席して被告組合に助言をし、昼休みや勤務時間後にはピケッティングに合流していたものである。これらの事情を総合すると、被告g、同f及び同eは、被告組合に対し本件ピケストの実施につき助言、指導を与えていたことを推認することができ、しかも右ピケストにも一部参加していたということが出来るから、右被告三名は本件ピケスト実施について共同不法行為者（民法七一九条）としての責任を負うべきであると解するのが相当である。

五 損害

1 損害額

前記一で認定した本件ピケストの態様に照らせば、原告の売上が本件ピケストにより減少し、原告が損害を被ったことは容易に認められるところであるから、原告が本訴において請求している昭和五三年一月から同五四年二月までの期間における損害の額について検討する。

(一) 原告の昭和五三年一月から翌五四年三月までの各月毎の売上高の推移は次のとおりである（甲第一五）。

昭和五三年一月一 二億三五八六万九〇〇〇円
同年二月一 一億九七〇四万八〇〇〇円
同年三月一 二億三一四万三〇〇〇円
同年四月一 二億一三七五万二〇〇〇円
同年五月一 二億一一五二万一〇〇〇円
同年六月一 一億四七二八万六〇〇〇円
同年七月一 一億八九八〇万二〇〇〇円
同年八月一 一億六七二一万四〇〇〇円
同年九月一 一億七〇〇六万六〇〇〇円
同年一〇月一 一億〇三五三万九〇〇〇円
同年十一月一 六七四二万七〇〇〇円
同年十二月一 四一六万円
同五四年一月一 三九七万円
同年二月一 五三六万八〇〇〇円
同年三月一 一億一二五〇万二〇〇〇円

(二) 原告の昭和五〇年度から同五四年度までの各事業年毎の売上高の推移は次のとおりである（甲第四九ないし第五三）。

昭和五〇年度（同五〇年九月一日から翌五一年八月三十一日まで）
一 二七億四九〇五万九一九五円
昭和五一年度（同五一年九月一日から翌五二年八月三十一日まで）
一 二六億五三〇六万四三六〇円
昭和五二年度（同五二年九月一日から翌五三年八月三十一日まで）
一 二四億三二三六万一三七七円

昭和五三年度（同五三年九月一日から翌五四年八月三十一日まで）

一一四億〇一五八万八七九九円

昭和五四年度（同五四年九月一日から翌五五年八月三十一日まで）

一二五億八九七八万六八四六円

（三）前記一で認定したところをもとに、グランデ店及びブックマート店において行われた本件ピケストの延べ時間数を、昭和五三年四月から同五四年三月まで各月別に算出すると、次のとおりとなる。

昭和五三年四月一九七時間

同年五月一七一時間

同年六月一一一〇時間

同年七月一八四時間

同年八月一四二時間

同年九月一八四時間

同年一〇月一二一五時間三〇分

同年一一月一二七三時間

同年一二月一四二八時間

同五四年一月一四一一時間

同年二月一三八〇時間

同年三月一二二〇時間四〇分

右認定事実によれば、原告がその間の損害の賠償を請求している昭和五三年一一月から同五四年二月までの期間を含む同五三年度の売上は、同五〇年度から同五四年度までの五年間において最低額であり、同年度を除く前後の年度では最も売上高の少なかった同五二年度の売上高と比較しても、同五三年度の売上高は一〇億三〇七万七千二百五十八円少なくなっている。右売上減少分がすべて昭和五三年一一月から同五四年二月までの本件ピケストの影響であることを認めるに足りる証拠はないが、右四か月の間も同年度の他の月の平均売上高と同一の売上があったと仮定してみると、同年度の売上は、およそ一九億八〇九九万円程度（右四か月の売上高の合計八〇九二万円を同年度の売上高一四億〇一五八万円から控除し、その差額一三億二〇六六万円を八月で除し一二月を乗じて得た額）となり、同年度の売上減中五億七千九百四十一万円（一九億八〇九九万円と一四億〇一五八万円との差額）程度は、右四か月の売上減がその原因となっているものといえる。そして、証拠（甲第一五、証人w）によれば、原告の利益率は少なくとも二一・五パーセント程度であることが認められるから、右の売上減にこの利益率を乗じると約一億二千四百五十七万円となり、原告主張の期間中本件ピケストにより右同額程度の利益の減少があったという見方ができる。

また、昭和五三年四月から同五四年三月までの一年間で比較してみても、同様の利益の減少があったということが出来る。すなわち、ピケストの延べ時間が本件損害賠償請求の期間である四か月の各月より大幅に少ない昭和五三年四月から九月までのうち、ピケストの延べ時間が最も少ないにもかかわらず売上高が同年六月に次いで少なく、ピケストがなかった場合には売上高が最も少なかったと推定される同年八月の売上高と、原告主張の四か月間の各月の売上高との差額をとってみると、その合計は五億八千七百九十三万一千〇〇〇円となり、原告主張の期間中にピケストのために右同額程度の売上の減少があったものと考えられる。これに前記の利益率二一・五パーセントを乗じると同期間の利益減少分は約一億二千六百四十万円となる。

右に述べたところによれば、原告の昭和五三年一一月から同五四年二月までの本件ピケストによる損害は、その請求する九千七百七十一万一千〇〇〇円（原告主張の期間中の赤字額の合計額）を下らないと認めることができる。

もっとも、被告組合の本件ピケストにより、原告は同組合員に対する賃金の支払を免れているから（証人i）、損害の査定に当たってはこれを控除し得ることになる。本件ピケストに参加した被告組合員の賃金月額総額がいくらかは本件証拠上明らかではないが、被告の自認するところによると、本件ピケスト直前ころの被告組合員の平均月額賃金は社員が四万七千〇〇〇円、パートタイマーが六万四千〇〇〇円であり、組合員数は社員とパートタイマーを合わせて三〇名弱であるから、被告組合員の月額賃金の総額は四五〇万円（一五万円×三〇名）を超えることはなく、四か月間で一八〇〇万円に達しない。そうすると、この賃金を控除する場合であっても、原告の損害は請求額を超えるものと認められる（店舗での販売に要する包装紙等の経費の支出を免れていることも考えられるが、その金額はそれ程多額であるとは認められず、これも控除できると仮定しても原告の損害額は請求額を超え

るものと推定して妨げない。)

なお、被告らは、原告の赤字額中人件費その他の販売費及び一般管理費は損害から除くべきである旨主張するが、原告の損害が右のようなものである以上、その主張を採用することができないことは明らかである。

2 過失相殺の主張について

被告らは、原告が被告組合結成以来同組合を敵視する労務政策をとっていたため本件争議を誘発したもので、損害の発生につき原告に過失がある旨主張するが、前記認定事実によれば、原告は被告組合結成後争議状態を経たものの昭和五年九月二五日に被告組合に対する謝罪を含む九・二五協定を締結し、同年一月一八日には年末一時金等につき被告組合と妥結しているのであるから、同五年春闘以前の段階においては原告と被告組合との労使関係は一応正常化していたものといえ、原告が被告組合を敵視し、その団結権の侵害を意図していたとまでいうことはできない。

次に、同五年春闘以降本件ピケストに至るまでの間、原告が全書泉との妥結内容による妥結を強要するなどして不誠実な団体交渉に終始し、争議の長期化による被告組合の消耗を意図し、本件争議を誘発し、拡大したといえるかどうかにつき判断する。確かに、前記認定のように原告は賃上げ等につき全書泉と先に交渉妥結し、被告組合に対しては全書泉との妥結内容と同一の回答しか出せないとして歩み寄らず、パートタイマーの労働条件についても、パートタイマーを組織化していな全書泉との妥結内容による妥結を主張していたものであり、これらの事実は被告らの指摘に沿うものといえなくもない。しかしながら、前記認定のとおり、原告の二つの組合は組合員数等その組織規模においては全書泉の方がやや勝っており、賃上げ等に関する全書泉と原告との妥結内容も団体交渉の結果得られたものである。そして、原告が被告組合に最終回答として妥結を求めた内容は、社員の賃上げについては別表Ⅱのとおりであって、定期昇給を含む賃上げ後の賃金総額は、同業他社の従業員の賃金に比べて低額とはいえず、むしろ多い方であるといえること、パートタイマーの時給(五四〇円)についても同業他社の水準と比べて多いこと(三省堂書店四七〇円、弘栄堂書店四八〇円、教文館五三〇円等)が認められる(甲三七)。これらの事実からみると、原告が被告組合に対し、全書泉との妥結内容による妥結を求めてこれを譲ろうとしなかったとしても、そのことから原告がことさらに被告組合との間で不誠実な団体交渉を行い、争議の長期化を図っていたものといえることはできず、争議の誘発ないし拡大につき原告にその責任を問うことはできないといふべきである。この点については、団体交渉における原告の説明に資料の開示等の点で不十分な点があり、社長が団体交渉に出席しなかったとしても、変わるものではない。

さらに、被告らは、グランデ店での本件ピケストが排除された以降の原告の臨時従業員による暴行、脅迫行為等の諸事情を過失相殺の適用上斟酌すべきであるとも主張するが、これらの諸事情と本件ピケストによる損害の発生、拡大との間に因果関係を認めることはできない。

したがって、被告らの右過失相殺の主張は採用することができない。

第四 結論

以上によれば、原告の本訴請求はいずれも理由があるからこれを認容し、仮執行の宣言については相当でないものと認めてこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判官 相良朋紀 長谷川誠 阿部正幸)

別表Ⅰ

〈03193-001〉

別表Ⅱ

〈03193-002〉

〈03193-003〉

〈03193-004〉

〈03193-005〉

〈03193-006〉

〈03193-007〉

〈03193-008〉

〈03193-009〉

〈03193-010〉